ピックアップ トピック

知立市からのお知らせ

4 月 1 日 か ら

パートナーシップ・ファミリーシップ 制度を導入します



11 知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

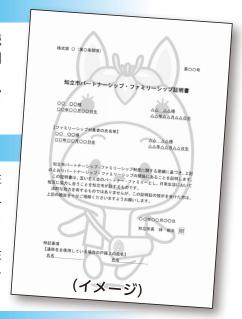
性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを申請された場合、市が証明書等を交付する制度です。

また、2人のほかに、家族として暮らしている子どもがいる場合は、その子どもを含む家族の関係性の申請に対しても、同様に市が証明書等を交付します。

2 導入背景

第3次知立市男女共同参画プランの基本理念である「性別にかかわらず個性と能力を発揮し、いきいきと輝けるまち」の実現のためには、すべての市民の人権が尊重され、多様な価値観や個性が認められ、誰もが自分らしく生きることができるまちづくりが必要です。

その一環として、誰一人取り残さないように多様な性的指向、性自認および性表現を尊重し、性の多様性に対する理解を広げることを目的として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。



3 利用できる人

次の要件をすべて満たしている人

- ・満18歳以上であること ・パートナーシップにあること ・一方または双方の住所が知立市にあること
- ・現に婚姻をしていないことおよび双方以外の者とパートナーシップにないこと
- ・届出しようとする人同士が近親者でないこと

4 申請方法

申請の要件や方法等については、市ホームページをご覧ください。なお、申請の際は事前予約が必要です。



▲市ホームページ

よくある質問

①結婚とパートナーシップ・ファミリーシップ制度はどう違うのですか?

結婚は民法に定められた法律行為であるため、相続などの財産上の権利、税金の控除や、扶養の義務など様々な 法律上の権利・義務が発生します。

一方、知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力が発生 するものではありません。

②証明書等の交付を受けることで、どんなメリットがありますか?

この制度には法的効力がありませんが、お2人の関係を知立市が証明することで形にすることができます。 また、証明書等を提示することにより、知立市では、市営住宅の入居および同居に利用できます。今後随時行政 サービスの適用拡充に努めます。

さらに、民間企業では、一部この受理証明書等を提示して利用できるサービスがあります。民間企業のサービスについては、事業者によって取り扱いが異なりますので、各事業者に直接お問合せください。

③申請できるのは同性同士のパートナーだけですか?

同性パートナーに限定していません。申請の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず申請することができます。また、事実婚の関係でも申請することができます。

問協働推進課 協働人権係(☎95-0144 FAX83-1141 メール kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp)